

光輪会 令和5年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画 なかよしこども園・第二なかよしこども園

<p><b>こども園の役割</b></p>	<p>・子どもの最善の利益を考慮、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場 ・子どもの状況や発達過程を踏まえ、こども園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。 ・地域における子育て支援を行う。 ・倫理観に裏付けられた専門的知識、記述、判断が必要。専門性の向上に努める。</p>				<p><b>保育理念 (事業運営方針)</b></p>	<p>1. 清く、正しく、情け深い人格の形成を目指します。 2. 愛と夢と情熱を持って、子どもの成長に関わらせて頂き、これからの日本を、そして世界を背負ってつづいて育って頂きます。 3. 社会に貢献できる園、そして人となります。</p>				
<p><b>教育・保育方針</b></p>	<p>耐える心と乗り越える力を培う教育・保育を目標に心身共に健康で心豊かな園児の育成を目指します</p>				<p><b>園の教育・保育目標</b></p>	<p>1. 挨拶のしっかりできる子ども 2. 人の話をしっかり聞ける子ども 3. 元気になかよく遊べる子ども 4. 根気強くやり通せる子ども</p>				
<p><b>社会的責任</b></p>	<p>人権尊重 ○児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第5条第1項) 説明責任 ○児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第5条第2項) 情報保護 ○児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の2第1項) 苦情処理解決 ○児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の2第1項)</p>				<p>1号認定/基本保育時間 8:30～14:30(一時預かり14:30～16:30) そのほかの一時預かり 7:00～8:30&amp;16:30～18:00 2,3号認定/基本保育時間 標準認定7:00～18:00 短時間認定8:30～16:30 延長保育時間 標準認定 18:00～19:00 短時間認定7:00～8:30 16:30～19:00</p>					
<p><b>子どもの教育及び保育目標 (学年の重点)</b></p>	<p>乳児</p>	<p>3歳児</p>	<p>4歳児</p>	<p>5歳児</p>	<p><b>保育時間など</b></p>	<p><b>主な園行事(日常の 節目としての行事設定) 及び園事業</b></p> <p>入園式・誕生会・お泊り会・親子運動会・お遊戯会・お別れ会・卒園式・節分体験ひな祭り・園外指導・収穫体験・体育指導・歌唱指導・リトミック指導・英会話数の認識・小学校交流会・地域の行事に参加</p>				
<p><b>教育及び保育の基本と目標</b></p>	<p>①活動体験を十分に積み重ねる ②養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 ③遊びを通じた指導を中心として5領域のねらいを達成 ④園児一人ひとりの発達の課題に即した指導→カリキュラム・マネジメントの徹底/認知法第9条の目標達成に努める</p>									
<p><b>発達過程</b></p>	<p>おおむね生後57日から4か月</p>	<p>おおむね4か月から6か月未満</p>	<p>おおむね6か月から1歳3か月未満</p>	<p>おおむね1歳3か月から2歳未満</p>	<p>おおむね2歳</p>	<p>おおむね3歳</p>	<p>おおむね4歳</p>	<p>おおむね5歳</p>	<p>おおむね6歳</p>	<p><b>発達過程</b></p>
<p><b>養護に関する 基本的事項</b></p>	<p>生命の保持 ・外界への急激な環境の変化に適応できるように全身の状態を把握する。 ・生理的欲求を満たしてもらい、気持ちよく過ごす。 ・大人の応答的な対応により、様々な行動や欲求を存分に表現する。</p> <p>情緒の安定 ・家庭との連絡を密に取り、健康状態を把握し、安心できる環境の中で生活リズムを整える。 ・特定の保育教諭の応答的な働きかけにより、情緒的絆を形成する。</p>									
<p><b>健康</b></p>	<p>・静かな環境で、特定の保育教諭にゆとりと授乳をしてもらい、空腹感が満たされる経験を重ねる。 ・安心して環境の下で、生理的欲求に反应的に関わってもらい、心地よく過ごす。</p> <p>・安心して環境の中で、授乳や遊び、睡眠、授乳などのリズムを整え、心地よく生活する。</p> <p>・安心して環境の中で、信頼関係を築いた大人との応答的関わりの下、這う、立つ、歩くなどの経験を積み、身体感覚が育つ。 ・こども園と家庭との連携により、心地よく過ごす経験を重ね、整った生活リズムの感覚が芽生えていく。</p>									
<p><b>人間関係</b></p>	<p>・生理的欲求に対し、丁寧に反应的に関わってもらい、「人は良いものだ」と感じていく。 ・自分にとって心地よい「大切な人」との間に親密な関係を結び、安心して生活する。</p> <p>・周囲の大人から愛されている経験を通して、自分を肯定する気持ちが芽生える。</p>									
<p><b>言葉</b></p>	<p>・泣いたり、笑ったり、しぐさなどで、周りに人へ働きかけようとする。 ・信頼関係を築いた大人に対して、喃語などで働きかけようとする。</p> <p>・安心して大人との関係の中で簡単なやり取りができる。</p>									
<p><b>表現</b></p>	<p>・特定の保育教諭との愛着関係の下、生活や遊びの中で、様々なものに興味を示し口に入れたり、触れたりして確かめる。</p> <p>・保育教諭が反应的に関わる中で一緒に歌ったり、体を動かすなどの意欲が高まる。</p>									
<p><b>環境</b></p>	<p>・陽の光や自然の風などを感じる環境の下、様々な感覚が刺激される。 ・様々な感覚が刺激される環境(明るい・暗い・冷たい・温かい・柔らかい・硬い等)の中で、身近なものに興味・関心を持つ。</p> <p>・見守られているという安心感に支えられ、発達に適切な環境の下、探索活動が活発になる。</p>									
<p><b>食を営む力の 食基礎力の</b></p>	<p>・安定した人間関係の中で空腹感が満たされた心地よさを感じる。 ・空腹感を感じる生活リズムを作る。 ・安心と安らぎの中で飲んでいる(食べている)心地よさを味わう。</p> <p>・特定の保育教諭からの温かい援助の中で少しずつ食品の量や種類を増やす。 ・味覚、視覚、触覚が刺激され、食べ物への興味、食べようとする意欲が高まっていく。</p> <p>・家庭との連携により、空腹感を感じるリズムが整い、食事の量や種類が増える。 ・いろいろな食べ物に興味を持ち、自分で意欲的に食べようとする。</p> <p>・様々な体験ができる豊かな環境の中で、イメージや感性を育む。 ・様々な食べ物に興味を持ち、自分で意欲的に食べようとする。</p> <p>・栽培、収穫、調理を通して自分たちで作ったものをおいしく食べる。 ・友達や保育教諭と一緒に食べる楽しさを感じる。</p> <p>・給食やおやつの手伝いを通して、食べ物に興味を持ち、食材や調理してくれる人への感謝の気持ちが育つ。 ・保育教諭や友達と楽しく食事する。</p> <p>・食べ物と身体との関係に関心を持ち、食の大切さを知る。 ・食事のマナーが身に付き、保育教諭や友達と楽しく食事する。</p> <p>・自分の身体に必要な食品の働きに気付く。バランスの取れた食事を取ろうとする。</p>									

※5領域のおおむね6歳の欄に記載された数字は「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10の項目と関連しています。

食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>『保育所における食事の提供ガイドライン』『第三次食育推進基本計画』を踏まえて、食育計画を作成する。</li> <li>授乳・離乳期においては、『授乳・離乳の支援ガイド』を参照し、食を営む力の基礎を養う。</li> <li>食物アレルギーを持つ子どもについては、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』を参照し、適切な対応を全職員が行えるようにする。</li> <li>食事の大切さを心得、栄養素を知り、命と食に関心を持てるようにする。</li> <li>食事と栄養のバランスを整える。</li> </ul>
健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの健康に関する保健計画を作成し健康の保持及び増進に努める。</li> <li>保育所における感染症対策ガイドラインに基づいた環境設定及び衛生管理を行い、感染症への罹患、感染症の流行防止に努める。</li> <li>健康・発育及び発達状態を把握する。</li> <li>内科検診、歯科検診を実施する。</li> <li>心身状態や家庭環境、養育状態の把握に努め、虐待が疑われる場合には保育サポート課に通告を行う。</li> <li>各種アレルギーに対応できるよう、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』を全職員が理解する。</li> </ul>
環境・衛生管理・安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故発生防止や事故発生時の対応のため、『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時対応のためのガイドライン』に基づいて指針を整備する。</li> <li>給食配膳に係る全職員の検便検査を実施する。</li> <li>事故や怪我が発生した場合は保育サポート課に連絡の上、月次報告にて報告を行う。事故発生時対応フローチャートの周知。</li> <li>施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒による衛生管理に努める。安全管理マニュアルの周知徹底。(安全管理及び自主点検)</li> <li>保健所立入検査</li> <li>厨房衛生点検、水質検査</li> </ul>
災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の対応体制及び、避難への備えを明記した指針を作成する。なお、指針作成の際には『和光市防災ガイド&amp;ハザードマップ』を参照とする。</li> <li>防災訓練(引き渡し引き取り訓練、園外避難所への訓練)の実施を行う。</li> <li>毎月、避難訓練(火災・地震・防犯)を実施する。</li> <li>消防設備点検及び報告</li> </ul>
家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。</li> <li>家庭調査書等による、状況把握に努める。</li> <li>入園のしおり、HP等により園の情報を提供する。</li> <li>教育及び保育の全体的な計画や園便り、あしあとの掲示等により、保育の説明を丁寧に行う。</li> </ul>
子育て支援・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、保護者に対する支援を行う際には相互の信頼関係を基本として、保護者の自己決定を尊重する。</li> <li>保護者への支援として保育体験事業を実施する。</li> <li>地域の保護者への支援として、こども園見学の受け入れ・遊ぼう会等を実施する。</li> <li>実習生の受け入れを行う。</li> <li>和光市で行われるお祭り等に参加する。</li> </ul>
地域包括ケアシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>園内ケア会議を実施し、子ども及び世帯の課題を解決する。</li> <li>コミュニティーケア会議に出席し、多制度・多職種による支援により課題解決・自立支援を図る。(地域包括ケア課、子育て世代包括支援センター等との連携)</li> <li>事業者連絡会へ出席する。</li> </ul>
小学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼保小連絡協議会に参加する。</li> <li>小学校生活へスムーズに移行できるよう、アプルーチカリキュラムを作成し、円滑な接続を図る。</li> <li>幼保連携型認定こども園園児指導要録を作成・送付し、小学校と円滑な情報共有を図る。</li> <li>幼保小中一貫教育に鑑み、児童等との交流、教師の意見交換や共同研究の機会を図る。</li> <li>合理的配慮が必要な子どもについては就学支援委員会に承継し、情報共有と連携を図る。</li> <li>駅前保育園・小規模保育事業所からの転園(本園から転園)の際には、転園児童保育要領を受領(作成)し、転園元(先)と協力し合い、情報共有を図る。</li> </ul>
多様な在園児への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>一日の生活リズムや在園時間が異なる子どもへの配慮を行う。</li> <li>午睡については子どもの発達や個人によって差があるため、一律とならないようにする。</li> <li>障害児保育を実施する。</li> <li>外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭の場合、個別支援を行う。</li> <li>合理的配慮が必要な子どもについては、的確なアセスメントを行い、個別指導計画を作成し適切な支援を行う。</li> </ul>
職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>園内研修を実施する。</li> <li>子ども子育て支援事業所従事者研修、連続研修等と和光市が主催する研修の他、埼玉県保育協議会・日保協・ほよう会等に参加する。</li> </ul>
情報公開等	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な施設運営</li> <li>人権尊重</li> <li>地域交流(行事への呼びかけ参加、小中学校との交流)</li> <li>教育・保育の説明責任(HP作成、保護者の教育・保育参加、おたよりの配布)</li> <li>苦情処理解決(第三者委員設置)</li> <li>情報提供</li> </ul>
特色のある教育と保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>絵本の読み聞かせ</li> <li>派遣講師による体育指導・リトミック</li> <li>小学校との交流事業</li> <li>カード</li> <li>遊び込み(主体的に)</li> <li>学びワークを使った知育指導</li> </ul>

